正式譲渡契約書 （犬用）

◯犬の情報

|  |  |
| --- | --- |
| 仮名 |  |
| 年齢 | 　　　　歳　　　　　ヵ月 |
| 性別 |  |
| 種類 |  |
| 毛色 |  |
| 不妊去勢 | 　　　　済　　・　　未 |
| その他(ワクチン接種状況など) |  |

記

1. 所有権について

譲渡される犬の所有権は、本「正式譲渡契約書」をもって、譲渡する団体（以下、団体）から譲受される方（以下、譲受者）に移ります。

1. 譲渡された犬の返還について
2. 下記の事実が認められた場合、その時点で所有権は団体に戻され、譲渡された犬は団体に返還することとなります。

・本正式譲渡契約書記載内容に対する違反が認められた場合

・本正式譲渡契約書記載の住所、身分などに虚偽の内容があった場合

・動物を飼うのに不都合な事実の隠蔽（経済面、住宅面、健康面など）があった場合

・譲渡された犬の業者への転売、虐待（飲食の制限、無視などを含む）、繁殖目的での譲渡など、本正式譲渡契約の主旨に反する行為が若干でも認められた場合や、その疑いを抱かせるような行為・態度が認められた場合

・住所変更に際し、団体への変更通知を故意に怠った場合

1. 譲渡時の約束を譲受者が守っていないと団体が判断した場合は、団体は譲渡した犬の返還を請求することができ、譲受者はこれに応じなければなりません。
2. 正式譲渡後であっても、譲受者が動物の飼育者として不適格だと思われた場合や、団体と譲受者との信頼関係が損なわれた場合には、譲受者は団体の返還請求に応じなければなりません。
3. 飼育放棄（飼えなくなること）について
4. 譲受者は、正式譲渡後、いかなる理由（結婚、離婚、出産、リストラ、倒産、海外赴任、火事、病気、アレルギー、自然災害、譲渡された犬の問題行動や疾患など）をもってしても、飼育放棄はできません。
5. 万が一、飼育が困難になった場合は、譲受者は速やかに団体に報告し、団体の指導のもとに環境改善の努力をしなければなりません。
6. 譲渡された犬の飼育が困難になった場合は、捨てたり行政処分に持ち込んだりせず、速やかに団体へ飼育放棄の意思を伝達し、譲渡された犬とその所有権を団体に返還しなければなりません。また、譲渡時に団体が受領した費用全額について、返金要求をしないものとします。
7. 近況報告および面会請求について

※使用時に記入

1. 正式譲渡後は、下記の頻度と内容で近況報告をお願いします。

・1カ月目……\_\_\_\_回/週、2〜6カ月目……\_\_\_\_回/月、

その後……\_\_\_\_回/年 [備考(報告の時期など)：\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_]

・送付するもの……写真、報告日の体重、自宅での様子などのコメント

1. 譲受者は、正式譲渡契約後も、団体からの写真請求や面会請求に随時応じなければなりません。
2. 飼育環境に改善の必要があると団体がみなした場合には、譲受者は誠意を持って対応し、譲渡された犬の飼育にふさわしい環境を整えなければなりません。また、団体はそのための相談に応じ、指導する義務を負います。
3. 正式譲渡後の飼育環境について
4. 譲渡された犬は、散歩や遊びなどを除き、基本的には室内飼育をお願いします。
5. 飲水を毎日取り替え、食器は使用のたびに洗浄してください。また、犬用トイレを用意し、排泄物を毎日掃除してください。
6. 譲渡された犬が誤って異物や毒物を食べてしまわないように、飼育環境は常に清潔に保ち、衛生状態に気を配るようお願いします。
7. 譲受者は、譲渡された犬に対して、しつけなどのいかなる理由または目的においても、体罰・給餌・給水の停止、無視などの身体的・精神的罰を与えてはいけません。
8. 正式譲渡後の健康管理について
9. 譲受者は、各種伝染病予防のため、譲渡された犬に対し、必要に応じて適正な時期にワクチンを接種させなければなりません。
10. 譲受者は、譲渡された犬に対して、必要に応じて去勢手術、または不妊手術を受けさせなければなりません。また、手術後は手術完了証明書を提出しなければなりません。譲受者が飼育初心者いかんに関わらず、団体は手術完了まで相談、および指導を行う義務を負います。
11. 譲受者は、団体から請求された場合、各種伝染病予防ワクチン接種、不妊・去勢手術、その他健康に関する事柄について証明書や診断書を提出しなければなりません。
12. 譲受者は、譲渡された犬の健康観察を怠らず、万一異常が認められた場合は、速やかに獣医師の適切な診断、および治療を受けさせなければなりません。
13. 団体側でウイルス検査などを行なった場合は、検査結果をお渡ししますが、これは検査時点のものです。心配な場合は譲渡後に譲受者が必要に応じて再検査を行い、診断を確定するものとします。
14. 費用の負担について

譲渡後の犬の飼育にかかる食費、治療費などを含むすべての費用は、譲受者の負担とします。

1. 正式譲渡後の事故などについて
2. 譲渡された犬を逃がしてしまった場合は、速やかに団体へ連絡をお願いします。
3. 譲渡された犬を死亡させてしまった場合は、獣医師による死亡診断書を団体にご提出ください。また、正式譲渡契約後であっても、団体が譲渡した犬の死亡に不審を感じた場合、団体は譲受者に対し、獣医師による死亡診断書の提出を求めることができ、譲受者はこれに応じなければなりません。
4. 譲渡された犬の死因に不審な点がある場合は、譲受者は法的責任を問われることがあります。
5. 譲渡された犬による咬傷事故等については、譲受者がすべての責任を負うものとします。
6. 本「正式譲渡契約書」について
7. 本正式譲渡契約書は2通作成し、譲受者および団体がそれぞれ1通を大切に保管するものとします。
8. 本正式譲渡契約書の内容に違反する行為が認められた場合には、譲渡された犬の返還を求められる、または飼育環境や飼育態度の改善を求められます。

以上

上記について、譲受者はこれを遵守し、譲渡された犬の性格・習性を理解するよう努め、家族の一員として責任を持って飼育する事を誓約します。譲受者、およびその家族全員、ならびに団体は、上記についてすべて承諾し、両者合意のもと、譲渡契約を結ぶこととします。

　　　年　　　月　　　日

**団体名：**◯◯◯◯◯◯◯◯

代表者氏名：◯◯◯◯◯

住所：◯◯◯◯◯◯◯◯◯◯◯◯◯◯◯◯

携帯番号：xxx-xxxx-xxxx　メールアドレス：xxxxxxxx@xxxx

**譲受者 氏名：**◯◯◯◯◯◯◯◯　　緊急連絡先（携帯番号）：xxx-xxxx-xxxx

身分証（免許証・マイナンバーカード・その他）

住所：◯◯◯◯◯◯◯◯◯◯◯◯◯◯◯◯

自宅電話番号：xxx-xxx-xxxx　メールアドレス：xxxxxxxx@xxxx